

令和2年第7回臨時会

# 上士幌町議会会議録

令和2年 11月26日 開会

令和2年 11月26日 閉会

上士幌町議会

## 令和2年第7回上士幌町議会臨時会会議録目次

令和2年11月26日

出欠席議員	1
職務のため出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定について	3
議案第78号から議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
閉会の宣告	9
署名議員	11

1 1 月 2 6 日

令和 2 年 第 7 回 上 士 幌 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

招 集 年 月 日	令和 2 年 11 月 26 日									
招 集 の 場 所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和2年11月26日 午前10時00分					議 長	杉 山 幸 昭		
	閉 会	令和2年11月26日 午前10時19分					議 長	杉 山 幸 昭		
応（不応）招議員並びに 出席及び欠席議員  出 席 11名 欠 席 0名 欠 員 一名  ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 △公 公務欠席 遅 遅 刻 早 早 退	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	
	1	渡 部 信 一	○	7	中 村 哲 郎	○				
	2	山 本 和 子	○	8	江 波 戸 明	○				
	3	伊 東 久 子	○	9	斉 藤 明 宏	○				
	4	野 村 恵 子	○	10	馬 場 敏 美	○				
	5	早 坂 清 光	○	11	杉 山 幸 昭	○				
	6	小 椋 茂 明	○							
会 議 録 署 名 議 員	7 番 中 村 哲 郎 議 員				8 番 江 波 戸 明 議 員					
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長	船 戸 竜 一			議 会 事 務 局 主 査	遠 藤 裕 司				
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長	竹 中 貢			教 育 委 員 会 教 育 長	小 堀 雄 二				
	副 町 長	千 葉 与 四 郎			代 表 監 査 委 員	根 本 広 実				
	総 務 課 長	杉 本 章								
	農 林 課 長	名 波 透								

令和2年第7回上士幌町議会臨時会

議事日程

令和2年11月26日（木曜日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第78号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第79号 上士幌町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について
- 日程第 5 議案第80号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい  
て
- 日程第 6 議案第81号 財産の取得について

---

◎開会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） ただいまより、令和2年第7回上土幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、関係説明員の出席を求めています。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

---

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員会より、本日の議事運営について発言を求めます。  
議会運営委員長、山本和子議員。

○議会運営委員長（山本和子議員） 議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、11月20日午前9時より、委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法につきましては、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

1点目は、日程第3、議案第78号から日程第5、議案第80号までは、関連がありますので、3件は一括上程及び審議を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

以上で、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山幸昭議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において7番、中村哲郎議員、8番、江波戸明議員を指名いたします。

---

◎会期の決定について

○議長（杉山幸昭議長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

◎議案第78号から議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第3、議案第78号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4、議案第79号上土幌町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第5、議案第80号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上、3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉本総務課長。

○杉本 章総務課長 ただいま上程されました議案第78号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第79号上土幌町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第80号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上、3件を一括してその提案理由と内容をご説明申し上げます。

本年10月に行われた国家公務員給与に対する令和2年の人事院勧告において、職員の給与改定についての勧告がなされたことから、この勧告に準じて、議会議員及び町長等の特別職並びに職員の期末手当について改正するものであります。

初めに、議案第78号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

町例規集は、第5編給与、第1章報酬・費用弁償をご参照を願います。

条例につきましては、期末手当の支給月数を年間で0.05か月引き下げるものであります。

議案第78号関係資料、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

下線部分が改正部分であります。

第1条は公布の日から施行する規定であります。

第5条の期末手当の支給月数について、100分の225から100分の220に改正するものであります。

第2条は、令和3年4月1日から施行する規定であります。

第5条の期末手当の支給月数について、100分の220から100分の222.5に改正するものであります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第79号上士幌町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

町例規集は、第5編給与、第2章給料をご参照願います。

条例につきましては、期末手当の支給月数を年間で0.05か月引き下げるものであります。

議案第79号関係資料、上士幌町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

下線部分が改正部分であります。

第1条は公布の日から施行する規定であります。

第3条の期末手当の支給月数について、100分の225から100分の220に改正するものであります。

第2条は、令和3年4月1日から施行する規定であります。

第3条の期末手当の支給月数について、100分の220から100分の222.5に改正するものであります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第80号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

町例規集は、第5編給与、第2章給料をご参照願います。

条例につきましては、期末手当の支給月数を年間で0.05か月引下げるものであります。

議案第80号関係資料、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

下線部分が改正部分であります。

第1条は公布の日から施行する規定であります。



第17条の期末手当の支給月数について、100分の130から100分の125に改正するもの  
あります。

第2条は、令和3年4月1日から施行する規定であります。

第17条の期末手当の支給月数について、100分の125から100分の127.5に改正するもの  
であります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、令和3年4月1日か  
ら施行するものであります。

なお、会計年度任用職員の期末手当につきましても、職員の給与条例が準用されるこ  
とから、職員同様、引下げとなることを申し添えます。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決い  
ただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより3件を一括して質疑を  
行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって3件に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論を行います。

初めに、議案第78号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第78号の採決を行います。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第79号の採決を行います。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第80号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第6、議案第81号財産の取得についてを議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

名波農林課長。

○名波 透農林課長 ただいま上程されました議案第81号財産の取得について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

このたび議決を求める財産の取得については、現在、改修中の農業技術研究センターにおいて、来年度4月より使用する厨房機器一式を購入するものであります。

お手元の議案第81号関係、農業技術研究センター備品購入事業一覧表をご参照ください。

財産の種類は備品(物品)、財産の内容は農業技術研究センター厨房機器一式、取得金額は1,648万9,000円、取得の相手方は札幌市豊平区美園二条6-3-14、日本調理機株式会社北海道支店、支店長小笠原亨氏であります。

なお、見積り合わせにつきましては、令和2年11月12日午前10時に4業者の参加により執行いたしました。

予定価格は1,739万6,500円で、落札率は94.8%となっております。

また、納入期限は令和3年3月8日としています。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(杉山幸昭議長) 提案説明が終わりましたので、これより議案第81号について質疑を行います。質疑ありますか。

8番、江波戸明議員。

○8番(江波戸 明議員) ただいま課長のほうから技術センターの状況について、特に

機器の見積りの状況について提案いただきました。

このことについては、来年の4月1日から供用開始という形で先に報告を受けていますけれども、まず、ハード、施設の部分についての躯体の部分のハードについてももう工事が始まっていますし、また改めて備品等の整備で一定程度4月から対応できるかと思えますけれども、今までの要綱等含めて、これから商品化しながら個々で販売もできるようなことも考えているという部分もありますから、1点は、商品化する等を含めて、要綱、要領の変更があるのかないのか、もしあるとしたらいつ頃その辺を提案できるのか。

2点目は、きっとかなりこう専門職なり人材の配置ということが大切な1つの施設だというふうに認識、今、しますが、先般も地域おこし協力隊の募集も含めて肉部門という部門も含めて要請されていますけれども、この辺の見込みも含めて、4月1日に全施設の活用ができるのかどうか、この際、確認したいと思えますので、説明よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（杉山幸昭議長） 名波農林課長。

○名波 透農林課長 ただいまの商品開発にするに当たって、要綱等必要があるかという1つ目の質問でございますけれども、基本的には販売するに当たって、要綱等の見直しというのは特にないのかなと思っておりますが、それについては来年、開始に当たって、また調査して検討していきたいというふうに思っております。

それで、2番目のその商品開発の見込みというものと、それから人材の部分ですね、それに関しては、先ほど質問にもありましたように、地域おこし協力隊において、今、募集をかけているところでございます。その募集については、特産品開発推進員という名目で、今、募集をかけておまして、なかなかその問合せ等、なかなか難しい状況でありまして、この町のホームページ等のほかに求人情報ウェブサイトも活用しながら、今、募集をかけております。問合せ等、今、現状でいくと2件ほど来ておりますけれども、なかなか条件に合致しないというのが現状でございます。そのほか振興局、それから保健所、それから北海道の食肉加工研究センター等に問合せして、情報等聞いているところでございまして、なかなか今のところマッチした人材が見つからないという状況でございますけれども、この先もそういったところと連携しながら、または食品衛生管理者という資格を取得できる学校についてもこれからいろいろリサーチして、紹介かけていきたいというふうに思っております。

そういうものが整えば、来年の4月からということになるんですけれども、なかなか4月1日からいきなり販売の目的にというのは難しいのかなというふうに考えてござい

ますが、人材等に関しては、募集をかけて、そういった体制を確保していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 今の現状についてはある程度理解できたというふうに認識していますが、今回、販売商品と一般町民の利用という部分で、非常にこうちょっと混乱起きるかなという余分な心配ですけれども、非常に難しいところもあるんですけれども、それを調整するとしたらやっぱりいろいろ要綱の中できちんとしておかないときっと混乱起こす可能性が過分にあったりですね、一方的に販売の商品を優先するとかですね、その辺もあるのかなという認識も当然出てくると思いますから、町民の混乱のないようなやっぱり仕組みづくりと利用の体系づくり、こんなことについても、もし、今の現行のあそこの施設の利用の仕方について不足があれば、僕は的確に要領、要綱等に含めて、検討しておいたほうが、後で町民との混乱ないのかなと思いますんで、その点、もしそういうことがちょっと考えられる部分もありますんで、一応、発言させていただきました。

これについて何かありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 名波農林課長。

○名波 透農林課長 今のご提案された件含めてですね、これから4月に向かって検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第81号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第81号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） 以上をもって、本臨時会の会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本臨時会はこれで閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

今臨時会の議事運営に特段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

以上をもって、令和2年第7回上土幌町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時19分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員